1980年代後半の日本の対南アフリカ政策

----追加規制の導入過程の検討----

まきの くみこれ野 久美子

《要 約》

本稿の検討対象は、アパルトヘイト政策をとる南アフリカに対する国際社会の非難が最も高まり、また南アフリカの主要貿易相手国である日本に対する批判も高まった、1980年代後半の日本の対南アフリカ政策である。1980年代後半、日本は3段階にわたって対南アフリカ規制措置を追加した。この日本の対応は、先行研究においては「外圧」への反応として理解されてきたが、本稿では、3段階の追加規制のうち第2段階までは「外圧」というより西側諸国との横並びの協調として解釈することが妥当であり、第3段階にあたる1988年の貿易自粛措置については、米国の包括的反アパルトヘイト法に基づく対日制裁の脅威を背景としており、「外圧」の影響を認められることを、外交史料の検討を通じて明らかにした。また解放運動組織という非国家主体ながら積極的な「外交」を繰り広げていたアフリカ民族会議(ANC)との接触・関係構築が、日本の対南アフリカ政策に与えた影響について検討した。

はじめに

- I 先行研究の検討
- Ⅱ 冷戦文脈下のアパルトヘイト問題
- Ⅲ 対南アフリカ規制措置の段階的強化
- IV ANC との接触・関係構築 おわりに

はじめに

国連総会は〔1988年12月〕5日〔中略〕, 南アフリカ共和国のアパルトヘイト(人種 隔離)政策を強く非難,特に同国との最大 の貿易相手国である日本に対しては,名指 しで貿易関係を断絶するよう求めた厳しい 内容の制裁決議を,賛成国123,反対12, 棄権19で採択した。日本側は,アパルト へイトに反対する政府の対南ア姿勢を説明 し、「名指しは不適切」と主張したが、聞 き入れられなかった。総会決議に強制力は ないものの、南アの人種差別政策への国際 的非難が高まっている中で、「経済大国・ 日本」への風当たりが強まることは避けら れず、日本としては経済界をも含めて対南 ア政策の再検討を迫られていくことになろ う(以下、亀甲括弧内筆者、丸括弧内原著)[朝 日新聞 1988]。

アパルトヘイト (apartheid) として知られる 南アフリカにおける一連の人種差別政策の廃止 は、国際連合 (以下、国連) においてその設立 後の早い時期から取り組まれた課題であった。 国連文書のデジタル・データベースによると、 タイトルに「アパルトヘイト」という単語を含 む国連総会の決議・決定は1952年から1994年 までに合計 293 件採択された^(注1)。人種別三院 制議会の導入を機とする国内の抗議運動の高ま りに対して、南アフリカ政府が一部地域に非常 事態宣言を発令した1985年には、国連の安全 保障理事会(以下、安保理)において、南アフ リカへの新規投資停止など広範囲にわたる経済 措置を講じることを加盟国に要請する決議が採 択された [United Nations 1985]。この決議に法 的拘束力はなかったものの。1980年代後半に は国連総会において毎年20件以上、ピーク時 (1989年) には年間 36 件もの関連決議が採択さ れるなど(注2).アパルトヘイト問題は国連の主 要議題のひとつとなっていた。1980年代後半、 アパルトヘイト政策を続ける南アフリカに対す る国際社会の非難は一段と高まり、同時に南ア フリカへの経済制裁に消極的とみなされた国に 対する国際社会からの批判も強まった。1980 年代後半に南アフリカの最大の貿易相手国と なった「経済大国・日本」は、そうした批判の 主要なターゲットとなり、冒頭に示した新聞記 事が報じた国連総会での日本の名指し非難決議 採択に至った [United Nations 1988]。

本稿が注目するのは、国際社会の南アフリカに対する圧力が最も高まり、また南アフリカの主要貿易相手国である日本に対する批判も高まった、1980年代後半の日本の対南アフリカ政策である。1985年の国連安保理決議以降、日本政府は数度にわたり、南アフリカに対する追加的な規制措置を発表したり、南アフリカとの貿易額を減らすべく、経済界への働きかけを

行ったりした。本稿は、こうした動きが、日本の外務省内のどのような情勢認識や判断に基づき形成されたのかを、一次資料に即して検討しようとするものである。分析には主として「30年ルール」に基づき近年公開された日本の外交史料を活用し、あわせて南アフリカの解放運動アーカイブ(Liberation Movements Archives、University of Fort Hare)、日本の反アパルトへイト運動関連資料(立教大学共生社会研究センター)、およびデジタル化されインターネット上で利用可能な諸外国の政府や議会の資料を補助的に用いる。

以下、本稿では、先行研究の検討と本研究の 視角の提示(第 I 節)、冷戦文脈下での日本を 含む西側諸国のアパルトへイト問題への対応の 概観(第 II 節)を行った上で、1980年代後半の 追加的な対南アフリカ規制措置の導入過程(第 II 節)、および同時期のアフリカ民族会議 (African National Congress: ANC)との接触・関 係構築の影響(第 IV 節)を順に検討する。

I 先行研究の検討

アパルトヘイト体制の南アフリカに対する日本の外交政策に関する先行研究のアプローチは、 その説明において「外圧」を重視するものと、 日本の経済的・戦略的利害を重視するものとに 大きく分けられる。

「外圧」を重視する議論の土台となるのは、カルダーの「外圧反応型国家」(reactive state) 論である。カルダーは日本の対外政策について、経済大国であるにもかかわらず能動的(proactive)な外交を行わず、外部、とりわけ米国からの圧力がかかってはじめて対外政策に

変化が生じる特徴があると論じた [Calder 1988]。カルダーの議論はもともと日米貿易摩擦を背景とする貿易政策の変化を念頭においたものであったが、その後、政府開発援助 (ODA)など、対発展途上国の政策についても「外圧反応型国家」論の枠組みが応用され、同概念をめぐる論争を通じて日本の対外政策研究は深化してきた [オアー 1993; Miyashita 1999; 宮下 2004a; 保城 2017]。

「外圧反応型国家 | の議論は、日本の対アフ リカ政策の説明にもしばしば援用され、それが アフリカとの二者間の関係に関する長期的な視 野に基づいて形成されるというより. 欧米諸国 や国連など、アフリカ以外の第三者のそのとき どきの動きへの反応として理解されるべき点が 多いことが強調されてきた [佐藤 2007: 高橋 2010]。1980年代後半に日本が対南アフリカに 対する規制措置を追加したことについては、佐 藤誠は「南アの現状以上に日本が世界一の南ア の貿易相手国となったことで急激に高まった欧 米諸国や国連での日本批判への対処策としてと られた側面が強い | [佐藤 2007.9] と述べている。 また高橋も、貿易自粛要請などにも踏み込んだ 1988年当時の外務省の対応について、「タイミ ングから言っても明らかに虐げられた人々への 連帯感と言うよりも、むしろ米国をはじめとす る第三者への『反応』だった」としている[高 橋 2010, 18-19]。冷戦後にはアフリカ開発会議 (Tokyo International Conference on African Development: TICAD) 開催や国連平和維持活 動への自衛隊派遣などを通じて,単なる「反応」 にとどまらない、日本の対アフリカ外交の「理 念」の立ち上がりが観察されているが〔遠藤 2013: Shirato 2022], 冷戦期の日本の, 対南アフ

リカ政策を含むアフリカ政策については、総じて「反応」的な性質のものとして理解されてき たといえる。

他方で、アパルトヘイト期の南アフリカー日 本関係に関する先行研究においては、日本の対 南アフリカ政策を規定してきた要因として.政 府・与党(自民党)。および経済界の経済的・ 戦略的利害を重視する議論も提示されてきた。 すなわち、南アフリカが日本の経済発展に欠か せない鉱産資源の供給国であり、また日本と南 アフリカが冷戦文脈においてともに西側世界の 一員であったという事情と、冷戦期の南アフリ カ白人政権と日本政府・経済界のあいだの良好 な関係とが結びつけられて論じられてきたので ある「森川 1988: Morikawa 1997: Ampiah 1997: Osada 2002; Alden and Hirano 2003; Cornelissen 2018]。このような研究視角は、冷戦期の南ア フリカ-日本関係について一貫した説明を与え る一方で、1980年代後半、日本政府が限定的 とはいえ対南アフリカ追加規制措置を導入した り、ANCと接触し、黒人支援を強化したりし たことについては、国際社会および国内からの 批判をかわすための表面的な取り繕いにすぎな いと、そこに何らかの実質的な変化を見出すこ とに否定的となる傾向がある。そうであればこ そ. 政策の変化に着目する場合には、変わらぬ 経済的・戦略的利害のなかでも「状況対応的に 矛盾を残したまま」[高橋 2010, 17] 変化が起き ることが、「外圧」概念を援用して説明されて きたという側面がある。

これらの先行研究は日本の対アフリカ政策, 対南アフリカ関係の性質を理解する上で大変有 益である。しかし「外圧」に注目する研究は, 日本の対アフリカ政策全体を解釈する枠組みと

して「外圧反応型国家」論を援用しており、対 南アフリカの表に現れる政策的対応に至るまで に政府内で実際にどのような議論が行われたの かが十分に検討されてきたわけではない。日本 の外交政策が「外圧」の影響を受けやすいとい う一般的な傾向が認められるとしても、特定の 事例についての「外圧」の有無やその中身につ いては、個別具体的な歴史分析が不可欠であり 「保城 2017. 142]. 日本政府が対南アフリカ政策 に関して「外圧」を受けたといえるのかどうか. 「外圧」をどのように認識し、対処したのかを 一次資料に即して検討する余地は大いにあるだ ろう。他方、日本の経済的・戦略的利害に注目 する研究は、表面的な変化にもかかわらず一貫 して存在し続ける両国間関係の構造を強調する あまり、 反アパルトヘイトの国際世論の高まり や解放運動との接触が対南アフリカ政策に何ら かの実質的な変化をもたらしたのかどうかを十 分に検討してこなかった^(注3)。そこで本稿は、 1980 年代半ばから後半 (おおむね 1984~88年) の日本の対南アフリカ政策が外務省内のどのよ うな情勢認識や判断に基づいていたのかを一次 資料を用いて検討することで, これらの研究 ギャップの一部を埋めることを試みる。

分析にあたっては、以下の2点にとくに留意する。第一に、宮下は、カルダーの研究を発端とする日本外交の受動性と自主性をめぐる論争を整理するなかで、日米の利害が対立する事例において日本が米国の要求通りに行動すれば「外圧」の影響力を確認できるが、日米のあいだで利害の対立がない場合には、米国の要求どおりの政策を日本がとったからといって、そこに「外圧」がどれほど影響したかを判断できないと論じ、「外圧」の分析において日本の利害

に十分な注意を払う必要性を指摘している[宮 下 2004b]。この指摘をふまえ、本稿では、対 南アフリカ関係に関する日本の利害が、米国や 他の西側諸国の利害と一致していたのか、対立 があったのかに留意する。結論を先取りすれば. 米国での包括的反アパルトヘイト法の成立 (1986年10月) 以前には、日本と米国を含む他 の西側諸国とのあいだに対南アフリカ政策に関 する大きな利害の対立はなく. 日本の対南アフ リカ政策は西側諸国間の協調に特徴づけられて いた。しかし、米国で包括的反アパルトヘイト 法が成立し、米国企業に代替する形で南アフリ カとの貿易を伸ばす日本への批判が米国内で高 まると、対南アフリカ政策に関して日米のあい だでの利害の対立が生じ、日本は米国からの「外 圧」を強く受けることとなった。

第二に、本稿では、従来の研究で「外圧」の 主たる源泉とみなされてきた欧米諸国とりわけ 米国との関係だけでなく、解放運動組織からア パルトヘイト後には政権与党となった ANC と の接触・関係構築が、検討対象とする時期の日 本の対南アフリカ政策の方向性, とりわけ経済 制裁をめぐる対応にどのようにかかわったのか に留意する。当時の ANC は、非国家主体であ りながら、国連やアフリカ統一機構(Organisation of African Unity: OAU) において南アフリカ人 民の代表としての正統性を認められ^(注4)。南ア フリカの白人政権を国際的に孤立化させ、 自ら の解放運動への支援を動員するための「解放の 外交」[Thomas 1995] を積極的に繰り広げてい た。近年、南アフリカ政治史・外交史研究にお いて、解放運動組織時代の ANC の外交の研究 が蓄積されてきているが [Thomas 1995; Pfister 2003; Ndlovu 2004; Graham 2015], それらの先行

研究において、日本については「西側諸国」の 一部として周縁的に扱われる以上のことはこれ までほとんどなかった。しかし、1980年代後 半の ANC が対南アフリカ経済制裁を、反アパ ルトヘイトの国際世論を動員し、各国からの解 放運動への支持をとりつけるための「切り札」 として重視していたことを考えれば [Crawford 1999, 15; Graham 2015], 南アフリカとの貿易額 を年々増加させ、ついには世界第1位にまで なった日本への対応は、ANC にとっても無視 できない重要性をもっていたと考えられる。解 放運動組織時代の ANC と日本政府のあいだの 接触や関係構築が南アフリカー日本関係に及ぼ した影響は、先行研究において十分に掘り下げ られてこなかった主題であり、この点に注目す ることによって本稿は、この時期の両国関係を より立体的に浮かび上がらせることを試みる。 また、ANC からの働きかけが日本の政策変更 (追加的な規制措置の決定) に影響を与えた可能 性を探ることは、「外圧」とそれに対する日本 の反応についての、米国や西側諸国との関係性 以外を含めたより多角的な理解にも資するであ ろう。

Ⅱ 冷戦文脈下のアパルトヘイト問題

国連による南アフリカのアパルトへイト政策の問題への取り組みは、その設立からまもなく始まった。南アフリカにおける人種差別的な法規制導入は19世紀末から20世紀初頭にかけてのインドなどアジアからの移民流入が重要な契機となっており[山本2022]、国連で最初にアパルトへイト問題に関する問題提起をしたのは、南アフリカにおけるインド系住民に対する人種

差別的な扱いに懸念を有していたインドであっ た [Dubow 2008]。1960年前後に多くのアフリ カ諸国が植民地支配からの独立を果たし国連に 加盟すると、アフリカ諸国もアパルトヘイト政 策の廃止を強く主張した。1962年の国連総会決 議に基づき設立された国連反アパルトヘイト特 別委員会 (United Nations Special Committee against Apartheid) (注5) は、解放運動組織やグロー バルな反アパルトヘイト運動とも連携しながら. 国連加盟国に対する経済制裁の要請や情報キャ ンペーンなど、国連におけるアパルトヘイト問 題に関する活動を中心となって促進し. 人種平 等の国際規範形成に重要な役割を果たした [Konieczna 2019; Klotz 2002]。1974 年には国連 総会への南アフリカ代表の参加資格が停止され [DIRCO 2019]. 他方で亡命 ANC の指導者オリ バー・タンボ (Oliver Tambo) は1976年、同 年6月のソウェト蜂起の悲劇から間もないタイ ミングで国連総会に招かれ「南アフリカ多数派 人民の代表として」スピーチを行い解放運動へ の支援を訴えた [Reddy 1991]。1977 年には国 連安保理が強制的な措置としては初めてとなる 武器禁輸を決議し [United Nations 1977], 翌 1978年は「国際反アパルトヘイト年」と定め られるなど、解放運動への国際社会の支持を獲 得するための国連を舞台とした ANC の「外交」 努力は、1980年までに一定の成果をあげた [Graham 2015, 67]_o

しかし同時に、1975年に独立したモザンビークとアンゴラにおける社会主義政権樹立に伴い、冷戦文脈下の南部アフリカに対する東西両陣営の戦略的利害は高まっていった。西側諸国では保守政権の成立が相次ぎ、1979年にマーガレット・サッチャー(Margaret Thatcher)がイギリ

ス首相に就任し、1980年には米国でロナルド・レーガン(Ronald Reagan)が大統領選に勝利した。人権外交を展開し南アフリカ政府に批判的だったジミー・カーター(Jimmy Carter)政権からレーガン政権への交代により、米国の対南アフリカ政策は「建設的関与」(constructive engagement)へと大きく転換した[Nesbitt 2004、111-113]。サッチャー、レーガンとも、アフリカ大陸におけるソ連の影響力への対抗上、南アフリカとの関係を重視した。冷戦の文脈が西側諸国の南ア政策を方向づけていたのがこの時期の特徴であり、ソ連の支援を受けていたANCに対する米国、イギリス、フランスなどの西側諸国政府からの対応は冷淡なものであった。

日本政府の南アフリカ情勢の認識や対応も, こうした冷戦文脈のなかで形成されていた。日 本のアフリカ外交を「ホワイト・アフリカ」政 策と「ブラック・アフリカ」政策の二元外交と して整理した森川は、1970年代半ば以降の日 本のアフリカ外交について、ブラック・アフリ カとの対話や援助を強化して友好関係を演出し つつ、「ソ連の急速な軍拡とそれを背景とした 第三世界各地への進出による西側世界への脅威 の増大 | また日本の国力増加を背景として「西 側世界の共通利益擁護のために日本のいっそう の貢献」が必要という「政策決定者の冷戦史観 的な状況認識」に基づき、実際には親プレトリ ア政策を展開したことを指摘している「森川 1988, 124-125]。加えて、南アフリカー日本関係 の歴史を両国間の貿易関係と外交政策の関連に 着目して論じる先行研究が指摘してきたように, 南アフリカで産出される稀少な鉱産資源は、日 本経済の発展にとって欠かせないものであると

みなされてきた [Ampiah 1997; Osada 2002]。二 階堂進,石原慎太郎ら,南アフリカとの関係強 化・国交正常化を目指す自民党議員らにより 1984年6月に結成された「日本・南アフリカ 共和国友好議員連盟」(以下,友好議連)の趣意 書には,「高度な産業製品を輸出することで成 り立っている日本経済にとって,南アフリカ共 和国が埋蔵し産出する稀少金属は〔中略〕致命 的な意味を持って」おり,南アは「日本並びに 西欧先進国の命脈を握っている」とあり,この ような利害認識が如実に現れていた^(注6)。

政府の表向きの公式見解は、与党議員による 友好議連結成への見解を社会党の井上一成議員 から国会で問われて安倍晋太郎外務大臣(肩書は当時、以下同じ)が答弁したように、「南アのアパルトへイト政策に強く反対」で、「一貫して国連等の場においてこの基本的態度を表明してきて」いるというものであった(注で)。また、同じ答弁において安倍外務大臣は、南アフリカとの関係について、「我が国は領事関係にとどめ、外交関係は有していない」と述べ、友好議連が南アフリカとの国交正常化を目的として明確に掲げていたのとは距離をおいた(注8)。友好議連には森山眞弓外務政務次官が名を連ねていたが、1984年末に「誤解を招く」として同議連から退会した[毎日新聞 1985a](注9)。

しかし、外務省内においても、省内の議論においては、冷戦文脈における西側陣営にとっての南アフリカの重要性を強調し、南アフリカとの関係を強化しようとする意見が強かったことが1983年度アフリカ大使会議の様子からみてとれる。1983年9月に開催されたアフリカ大使会議において、熊谷直博在プレトリア総領事は次のように述べている。

南アについては、その人種差別政策だけ が強調され、他の面、つまり日本を含めた 西側の安全保障にとって重要な国であると いう面が忘れられがちであるので、この点 を強調したい。我が国の対南ア政策につい ては、勿論ブラック・アフリカ諸国、第三 世界の反応をみることは必要であるが、ナ ミビア独立の機会を待つことなくできる分 野から緩和を検討していくべきである。〔中 略〕南アのアパルトヘイト政策を人種差別 政策と翻訳しているのは、誤りであり、正 しくは種族ごとに分離発展させていく政策 ということである。南アの白人自身が生き るか死ぬかの問題としてやっており、その 動機. 理由. 内容についてもっと理解すべ きである(注10)。

出席していた他の大使からは、日本だけがスケープゴートにされないよう慎重に対応していくべきだ、といった意見も出されたものの、全体的にはスポーツ、教育、文化交流などの分野で「出来るところから緩和につき検討していくべきであるとする意見が強かった」と記録されている(注11)。

また1984年1月の管内情勢報告において熊谷総領事は、南アフリカの「東西対立のコンテクストで見た場合の南アの世界戦略上の重要性」を指摘し、「ANCを支援して南アの白人支配を崩壊せしめ」ようとする「ソ連の意図と脅威」に触れ、「西側自由主義陣営にとって南アは手放すことのできない極めて重要な国」であると記している。そして国連における各種の対南アフリカ制裁決議に関しては、西側諸国は「大義名分及び第3世界との係り合いからこれに真

向から反対することができ」ないが、「このよ うに南アを弱体化させることが果して西側に とって長期的に見て利益であるのかどうか」と 記している(注12)。これが熊谷総領事の個人的な 意見であるにとどまらず、南アフリカとの関係 強化への積極姿勢が外務省内で共有されていた ことは、たとえば1984年4月、駐日南アフリ カ総領事が外務省を離任挨拶に訪れた際の、「両 国関係は不幸にして制限されてはいるが. 良好 である | 旨の松永信雄外務次官の発言にもみて とれる^(注13)。同年には、実現には至らなかった ものの南アフリカのピック・ボータ (Pik Botha) 外相の訪日と安倍外務大臣との会談の 準備がすすめられ、日本・南アフリカ両国間で 正式な外交関係の樹立といった公然たる政策変 更を伴わない形での投資規制の事実上の緩和の 可能性も探られていた^(注14)。

1970年代末から上記のアフリカ大使会議開催や友好議連結成などがあった 1983~84年にかけては、カラードおよびインド系(アジア系)住民に選挙権を拡大する三院制議会導入を軸とする新憲法を制定するなど、南アフリカ政府が「改革」姿勢を国内外にアピールしている時期であった [Welsh 1984]。反アパルトへイト市民団体「アフリカ行動委員会」が送付した公開質問状に対して、友好議連が回答書において次のように述べているように、そうした「改革」は、日本と南アフリカとの関係強化の試みを正当化する理由づけに用いられた。

アメリカ合衆国においても, 黒人がその 地位を獲得するのに長い時間を必要としま したし, 現在でもこの問題を完全に払拭で きた訳ではありません。同様に, 南アフリ カ共和国においても、黒人の労働組合権を認め、アジア人、カラードの国民議会への参加を認めるなど、ようやく改革への第一歩を踏み出したところです。改革には、永い時間と数々の困難の克服が必要でしょうが、私達は、日本と南アフリカ共和国の議員の交流等を通じて、こうした改革の実現を実質的に促していき、より深い両国の友好関係を目指して努力していきたいと思います〔引用文中の改行は筆者が削除した〕[アフリカ行動委員会 1985, 38]。

しかし、三院制議会導入はカラードとインド 系住民に対して選挙権を拡大するものであった ものの、人口の大部分を占めるアフリカ系黒人 の政治的排除は変わらず続いた。そのため南ア フリカ国内ではアパルトヘイトに反対する労働 組合、学生組織、教会組織などの国内勢力を結 集した「統一民主戦線」(United Democratic Front: UDF) が結成され、抗議行動が激化した。 南アフリカ政府が主導する「改革」への国際社 会への悲観は、1985年8月にP.W. ボータ(Peter Willem Botha) 大統領が行った、いわゆる「ル ビコン・スピーチ」において表明された改革の 不十分さによって決定的となった。「ルビコン・ スピーチ」の前月、1985年7月に採択された 国連安保理の対南アフリカ経済措置の決議は. イギリス・米国が同意しなかったため、強制力 のないものにとどめられた [United Nations 1985]。しかし、「ルビコン・スピーチ」は南ア フリカ政府主導の改革による事態打開への西側 諸国の期待を急速にしぼませることになった。 西側諸国のなかでもとくに親南アフリカの姿勢 が鮮明であったイギリスのサッチャー首相でさ

え、「ルビコン・スピーチ」は「期待はずれ」であったという失意表明の書簡をボータ大統領に送ったことがイギリスの外交文書公開によって明らかになっている(注15)。「ルビコン・スピーチ」の後、西側諸国の経済制裁の動きが一気に加速化することになる。

Ⅲ 対南アフリカ規制措置の段階的強化

「ルビコン・スピーチ」の後、日本の対南ア フリカ規制措置は3段階で強化された。まず 1985年10月9日、安倍外務大臣談話により、 (1) 南アフリカの軍隊、警察等アパルトヘイト 執行機関の活動に資する電子計算機の輸出禁止. (2) クルーガーランド金貨その他の南アフリカ 産金貨の輸入自粛要請, (3) 黒人の地位向上の ための南部アフリカに対する人造り協力拡充. (4) 南アフリカに事務所を有する企業に対する 平等かつ公正な雇用慣行の遵守要請。の4つの 追加的な措置が表明された(注16)。次に規制措置 が追加されたのは1986年9月で、(1) 銑鉄・ 鋼材の輸入禁止 (既契約分を除く), (2) 南アフ リカ国民に対する観光査証発給停止と日本国民 の南アフリカ観光の自粛要請。(3) 南アフリカ との航空機相互乗り入れ停止。(4) 国家公務員 の南アフリカ航空機国際線使用禁止の4点の追 加措置が後藤田正晴官房長官談話の形で発表さ れた(注17)。 さらに 1988 年には、外務省および 通商産業省(以下,通産省)から民間企業に対 して対南ア貿易自粛要請が行われた^(注18)。

第1段階の1985年の安倍外務大臣談話は, 「ルビコン・スピーチ」の後,1985年9月から 10月にかけて米国,欧州共同体 (European Community: EC),英連邦が限定的な経済制裁 を導入したのとほぼ同時期に出されたものであり、「諸外国との協調の下に南ア政府に対しアパルトへイトの撤廃を促すべく」発表されたものとされた(注19)。また、第2段階の1986年の後藤田官房長官談話は、同年6月、ソウェト蜂起10周年を目前にして全国に非常事態宣言が発令され、国際社会から南アフリカに対するさらなる非難や追加制裁が相次ぐなか、9月のECの追加措置発表のすぐ後に日本も追加的な規制措置を発表したものであった [Levy 1999, 417]。

1986年9月の追加措置の導入にあたっては、 その発表直前に「追加制裁措置については、我 が国が置かれている国情、国際社会における責 任等を総合的に勘案し、真に効果的な限定制裁 を米・ECと協力して行う | (注20)とする日本の 立場が確認されているように、西側諸国として の協調と横並びが強く意識されていた(注21)。 1986年9月の追加措置については、石炭輸入 禁止が入るかどうかがひとつの焦点であった。 石炭をめぐっては、鉄鋼業界から外務省に対し て対南アフリカ措置に石炭輸入規制を含めない ことを求める陳情が行われたが、これに対する 外務省の柳谷謙介事務次官の応答は、通産省や 業界団体とのやりとりを通じてその問題を十分 に認識し、外交努力を重ねているとしつつも、 「日本以外の西側主要国が一致して石炭輸入規 制に踏み切った場合、日本のみが石炭を除外し うるか」ということについて、中曽根康弘首相 が「国際協調は重要」と述べていることに言及 し. 「最終的には総理のご判断を仰がねばなら ないことも排除できない」というものであっ た(注22)。外務省は、「EC 並びに米が石炭の禁輸 を打ち出した場合. 我が国としても石炭を含め ざるを得ない」(注23)との覚悟を決めていたが、 最終的に EC 諸国内での合意が成立せず EC の 追加制裁措置から石炭禁輸が外れたことで、日 本の追加的規制措置からも石炭輸入制限が外れ ることとなった。

その翌月の1986年10月には、米国で大統領 拒否権を覆して包括的反アパルトヘイト法 (Comprehensive Anti-Apartheid Act of 1986) カミ 成立した。同法には、この法律に基づく制裁や 禁止措置から利益を得る第三国に対して輸入制 限を行う権限を大統領に与え、また同法の制裁 措置により南アフリカでの経済活動の中止や縮 小を余儀なくされる米国民に対して. 同措置か ら利益を得る外国企業や個人に対する訴訟を起 こす民事訴訟権を付与する条項が含まれていた (第 402 条および第 403 条)^(注24)。これらの条項に ついて外務省内では、米国と並び南アフリカの 最重要貿易相手国となっていた日本の企業行動 を強く意識した項目であると理解され、米国か ら日本への圧力が高まるという予期が形成され た(注25)。

同法には1年ごとに追加規制を検討することを定める条項があり (第501条), 同法成立から1年後の1987年10月から11月にかけて, 米国議会 (連邦議会上院・下院)で南アフリカ問題に関する公聴会が開催された。これはちょうど日本が米国を抜いて南アフリカの貿易相手国1位となることが確実となったタイミングと重なった [Auerbach 1987]。上院公聴会では, 包括的反アパルトヘイト法によって米国企業が南アフリカ関連のビジネスを縮小するなか, その間隙を突く形で南アフリカとの貿易を伸ばしていた日本の問題が取り上げられ, 証言者の1人からは「日本の企業で南アにおいてまたは南

アと事業を行っているものの製品の対米輸入を禁止する立法を打ち出す」点を含む勧告が出された(注26)。議会外でも、たとえば「サリヴァン原則」で知られるレオン・サリヴァン(Leon Sullivan)牧師が日本の企業と政府を強く批判し、米国黒人による日本製品のボイコット運動の可能性を示唆していた[Auerbach 1987]。同時期の1987年11月に首相に就任した竹下登首相への外務省作成のブリーフィング資料には、米国の包括的反アパルトへイト法との関係で日本の対南アフリカ貿易が米国内で問題化していることが南アフリカ問題に関する日本外交の「当面の問題点」として、次のように書かれていた。

米国の反アパルトへイト法の効果浸透に伴い,これまで常に1位を占めていた米国の対南ア貿易が減り,我が国の対南ア貿易が相対的に目立つこととなった。我が国は,1986年11月通産省を通じ関係業界に対し,米国等がとった対南ア規制措置の効果を損なうことのないよう対南ア貿易の自粛要請を行ったが,円高の影響もあり,ドル=ベースで日・南ア貿易は1位を占めるに至った。国際社会の非難が高まりつつある他,米国内では,我が国企業が米国企業の穴埋めをしているのではないかとの観点から問題化しつつあり,今後の推移如何によっては,日本製品がアメリカ市場から規制されることも排除し得ない(1527)。

1988年1月に日本のドルベースでの対南アフリカ貿易額が前年と比べて大きく伸びたことが公式統計からも明らかになると、同月末には

外務省の恩田宗中近東アフリカ局長が経済団体連合会(経団連)を訪問し、南アフリカとの貿易の自制を経済界に求めた(注28)。これは通産省の頭越しに行われたものであったため(注29)、通産省が強く反発し、南アフリカとの貿易自粛をめぐる両省間の対立が新聞で報じられるなど、政府内の足並みの乱れが顕在化した[高橋 2010,17](注30)。しかし、米国議会のおもに黒人議員から構成される「ブラック・コーカス」(Black Caucus)が竹下首相に抗議の書簡を送るなど、対日制裁の可能性も含めた米国内の圧力が高まるなか、2月末までには外務省だけでなく田村元通産大臣も南アフリカとの貿易自粛への支持姿勢を明らかにした[Schoenberger 1988]。

以上より、これらの対南アフリカ規制措置は、 先行研究が指摘するように、 タイミングにおい てもその内容においても、アフリカ以外の第三 者、とりわけ欧米の西側諸国との関係性のなか で形作られたものであったことが一次資料から も裏づけられた。ただし、1986年9月の後藤 田官房長官談話の段階では、日本だけが他の西 側諸国と比べて国際社会からとくに厳しい非難 を受けていたわけではなく. 西側諸国のあいだ で、「南ア問題の平和的解決」のために「緊密 な協議 | に基づき「西側諸国が一致して行う | ものとして追加措置が検討されたのであっ た(注31)。 先に、1986年の追加措置について「真 に効果的な限定制裁」という方針のもとで策定 されたことをみたとおり、ここで西側諸国が「一 致して行」ったのは、企業活動に大きな影響を 与える包括的制裁ではなく、南アフリカ政府に 対話を促す政治的シグナルとして必要最小限の 限定制裁であった。すなわちこの第2段階まで は、日本と他の西側諸国のあいだに対南アフリ

カ政策に関する利害の対立はなく、限定的な追加措置の決定は、「外圧」の影響によるものというよりも、西側世界の一員としての、横並びの協調として理解するのが適当であるように思われる。

他方、第3段階の1988年2月の貿易自粛要 請については、1986年に包括的反アパルトへ イト法が成立した米国からの制裁の脅威という 「外圧」が深くかかわっていたといえる。先に 引用した竹下首相へのブリーフィング資料では. 南アフリカに対する経済制裁について「アフリ カ諸国を中心とした国際社会は、対南ア全面的 経済制裁を我が国を含む西側諸国に求めてい る」が、「我が国は、経済制裁が国内企業に与 える影響も考慮して、部分的経済規制(投融資 規制, 部分的貿易規制) に止めている | (注32) との 説明がなされており、日本政府として、経済的 国益の観点から、これ以上の規制の追加を望ん でいなかったことは明らかである。にもかかわ らず貿易自粛要請に踏み込んだのは、米国によ る対日制裁の脅威があったからであり、米国か らの「外圧」によって日本政府が自らの利害認 識に反する対応をとるに至ったと考えられる。

対南アフリカ政策について日本と米国のあいだの利害対立が生じた背景には、米国内の反アパルトへイト運動の高まりがあった。米国政府はもともと包括的反アパルトへイト法案には反対で、南アフリカへの経済制裁には消極的であった。包括的反アパルトへイト法の成立を可能にしたのが米国内の人種問題への取り組みとも結びついた反アパルトへイト運動であったことを考えれば [Klotz 1995a; 1995b; Nesbitt 2004]、グローバルな反アパルトへイト運動の主張や人種平等規範が無視できない重みをもつように

なったことが、「外圧」となって日本政府を貿 易自粛に動かしたとみることもできるだろう。

IV ANCとの接触・関係構築

前節でみたように、1985年から1988年にかけて、日本の対南アフリカ規制措置が段階的に強化された。その動きと並行して外務省内では南アフリカの解放運動との接触と関係構築が模索された。本節では、南アフリカの解放運動のなかで当時最有力であり、民主化後には南アフリカ政権与党となるANCと日本政府とのあいだの接触・関係構築の過程を跡づけ、それが南アフリカー日本関係に何らかの変化をもたらしたのか、もたらしたとしたら、それはどのような点においてであったのかを検討する。

管見の限り、ANC との接触・関係構築を外 務省内で最も早い段階から提言したのは黒河内 康タンザニア大使で、同氏は1985年9月に本 省に送った意見具申において、ANC、PAC等 の解放運動団体との接触要領を見直し、積極的 接触をすすめることを提言した(注33)。黒河内は 外務省内でアフリカ課長を含めアフリカ関連の 業務に長く携わってきた人物で、タンザニアに 赴任する以前のローマ勤務時代に、亡命 ANC のローマ事務所の駐在員と「何かの席で立ち話 などしてそれなりに興味を失わないように」[黒 河内 1988, 24] する程度に、すでに交流があった。 タンザニアは南アフリカの解放運動勢力の主要 な亡命拠点国のひとつであり、 タンザニア大使 館は ANC や PAC の動向をよくフォローし. 頻繁に情報を本省に送っていた。

1985 年 11 月には、タンザニア・モロゴロに ある亡命 ANC メンバーの子弟のための教育機 関「ソロモン・マシャング解放学校」(Solomon Mahlangu Freedom College: SOMAFCO) の学生, バルンギレ・シェンベ (Balungile Shembe) が 来日した。シェンベを招いたのは国連青年年を きっかけとしてつくられた大阪の市民団体(国 際青年年大阪推進協議会)であり(注34) 外務省が 直接関与したわけではなかった。しかし、毎日 新聞の取材に対してシェンベが「もし日本政府 が認めてくれれば ANC の事務所を東京に開設 したい |という発言したことが報じられると[毎 日新聞 1985b], 外務省内では ANC 東京事務所 設置に関する内々の検討が行われ、過去にアル ジェリア国民解放戦線 (Front de Libération Nationale: FLN) の極東代表部が東京に設置さ れた際の経緯をふまえ. ANC が日本国内に事 務所を開設するのに政府の許認可を受ける必要 はないこと、および、それぞれ外務大臣と法務 大臣の自由裁量行為である査証発給や在留資格 付与が認められれば、ANC メンバーが日本に 滞在して ANC 事務所の活動を行うことに法的 な問題がないことが確認された^(注35)。

1986年1月に外務省は ANC と非公式に接触 する方針を固め、実施に移した。1986年1月8日に外務大臣宛に送った文書のなかで、瀬崎克己在プレトリア総領事は、自身が1985年末に南アフリカ外務省幹部と面談した際、日本政府が ANC とハイレベルで接触することについて異議を唱えないと伝えられたことをふまえ、亡命 ANC が本部をおくザンビア・ルサカにおいて、大使レベルでの接触を検討するよう本省に対して意見具申した(注36)。その5日後の1月13日には、本省からザンビア大使館宛に、同月中に予定されていたアフリカ第二課長の出張時にANC 要人とのアポイントメントをとるよう指

示が出された^(注37)。それまでは、「ANCが南ア政府により非合法化(1960年)されていることに鑑み」^(注38)日本政府としてのANCとの接触を控えてきたとされていることから、日本政府のANCとの接触を南アフリカ政府が容認する姿勢を示したことは、この方針転換を後押しする材料となったと考えられる^(注39)。

こうして 1986 年 1 月 20 日、ルサカの ANC 本部において、初めて日本政府と ANC の非公 式の会談が行われた。会談において日本側(天 木直人アフリカ第二課長ら)は、日本の「アパル トヘイト反対の一貫した基本姿勢と南ア制裁措 置等」について説明するとともに、ANCに対 して「テロ行為を止め話合いによる解決に向け て努力する」よう要請した^(注40)。それに対して ANC 側(パロ・ジョーダン〈Pallo Jordan〉情報 局長ら)からは、日本が南アフリカと太い経済 関係をもち結果的に南アフリカ政府を利してい ることを残念に思っており、貿易規制を求めた いという趣旨の発言が行われた。また平和的解 決を求めるという日本側の発言に対しては. ANC 側は長年にわたる非武装運動が効果を上 げないことが明白となったための「最後の手段」 として暴力に訴えているのであり、無差別に人 命を犠牲にするのではなく攻撃対象を「真の敵 | に限定していると応じた^(注41)。

この会談は、その後の1987年4月のANC タンボ議長来日、1988年5月のANC東京事務 所の開設へとつながる、日本政府とANCのあ いだの政策対話の第一歩となった[天木2004、 130-132]。1987年4月のタンボ議長来日時には、 形式的にはアフリカ協会の招聘という形であっ たが、倉成外務大臣との会談に加えて、先進主 要7カ国(G7)の首脳のなかでは最初となる中 曽根首相との面会もセットされ、日本の各界と ANC のあいだの「相互理解の深まり」[天木 1987, 9] が演出された。日本における ANC 事務所開設の要請にも、外交特権は与えられないが、事務所をおくことは問題ないという前向きな回答がなされ、翌年の ANC 東京事務所開設への道が開かれた [アフリカ協会 1987]。

しかし、ANC が求める貿易規制を伴う経済 制裁に関しては、日本政府と ANC の立場のあ いだの大きな隔たりは埋まらなかった。日本側 は40万ドル規模の南アフリカ黒人支援などの 方針を示す一方で、南アフリカにとって当時世 界で2番目の貿易相手国であった日本に対して タンボ議長が貿易規制について「大胆な一歩を 踏みだして欲しい」と求めたのに対して「アフ リカ協会 1987]. 日本側は「貿易以外のあらゆ る関係において制限的措置を講じて」おり、南 アフリカとの貿易についても関係業界への自粛 指導を行い「確実に制限的になってきている | という日本政府の見解を説明するにとどめられ た^(注42)。ANC のジェリー・マツィーラ駐日代 表は、1989年3月に作成した報告書(ANC本 部向けと思われる)において、1988年5月の ANC 事務所開設からの 10 カ月間に 5 回にわた り外務省と会合をもったが.「アパルトヘイト 体制に対する意味のある制裁」を求める ANC 側の要求に対して日本政府側が「具体的なこと を何もしない」というフラストレーションを率 直に綴っている(注43)。1990年2月, ネルソン・ マンデラ (Nelson Mandela) 釈放直後にまとめ られた対南アフリカ政策に関するメモには、早 くも「南アに対する制裁解除の検討」が項目に 含められており^(注41), 民主化交渉を解放運動に 有利に進めるためにも経済制裁の継続・強化が 必要であるという ANC の主張とは裏腹に、日本政府が制裁解除に前のめりであったことが窺える。マンデラの初訪日を控えた 1990 年 10 月に ANC 東京事務所から ANC 本部国際局に送られた報告書には、日本政府は経済的な封じ込め(economic muzzle)によって他国の政策を変えようという気がなく、「制裁を信じていない」(Japan does not believe in sanctions)と書かれており (注45)、経済制裁をめぐる日本政府と ANC の立場の隔たりは、最後まで埋まることはなかったのである。

経済制裁の効果や是非をめぐっては、賛否さ まざまな見解が同時代的に存在していたが(そ の後も現在に至るまで論争は続いている)(注46). 日 本の外務省内においても対南アフリカ経済制裁 をめぐり異なる意見が存在していた。天木は自 身の著書でアフリカ第二課長時代を振り返り. 「アパルトヘイト撤廃を南ア政府に本気で考え させるには、もはや国際社会の一致した圧力の 強化と、その手段としての経済制裁の強化しか 残された道はない」との思いを強めていったと 記し、「もし白人たちや日本人が、黒人の人権、 生命を、われわれのそれと同じ尊さのものであ ると考えるのであれば〔中略〕傍観的態度は決 してとれないはずである | と、経済制裁に関す る自らの考え(政府内で必ずしも支持を得られな かった)を説明している [天木 2004, 110]。対し て瀬崎在プレトリア総領事は、経済制裁によっ て南アフリカの白人社会の「孤立化をはかるこ とは逆効果であり、積極的に幅広い対話を行う ことが肝要」(1986年2月の意見具申)^(注47)であ るという考えを示していた。瀬崎は1987年の 管内情勢報告では,「良識ある筈の西側主要国 までが、制裁強化こそアパルトヘイト解消のた めの妙薬として、対南ア制裁措置を強化したが 〔中略〕制裁は薬効を表すどころか、白人の団 結を呼び掛ける格好の攻撃材料に逆利用されて いるのが実情である」(注48)と所見を記している。

タンボ来日に際して作成された中曽根首相お よび倉成外相向けに準備された応答要領で、「包 括的強制制裁 | の要請がなされた場合に「南ア 問題の解決にとって包括的経済制裁が真に建設 的かつ効果的役割を果たしうるか疑問しという 回答が用意されており(注49),外務省としての経 済制裁に関する公式的な立場は、上記の瀬崎総 領事の見解に近いものであったといえる。瀬崎 は「歴代の日本の駐プレトリア総領事のなかで. 最も精力的に南アの黒人各層との政策対話に努 めた | 「天木 2004. 133-134] 人物と評され、黒人 指導者・ジャーナリスト・学生の日本招聘など の南アフリカ黒人支援を積極的に推進した。白 人ばかりをゲストとして招いてきた天皇誕生日 レセプションのあり方を改めることや^(注50).「政 府が対南ア貿易の振興を間接的に支援している ことに他なら」ない日本貿易振興会(ジェトロ) の南アフリカ事務所の閉鎖を検討することなど も提言していた(注51)。しかし同時に、南アフリ カを国際社会でさらに孤立させるような制裁強 化は望ましくなく、南アフリカ政府、ANCや 他の黒人勢力を含め、全方位的に対話を深める ことこそが大事であるという考えであった。前 節でみたように、日本政府が対南アフリカ経済 規制を限定的なものにとどめようとした背景に は、日本企業への影響という経済的利害への考 慮があった。しかし、上に引用した瀬崎総領事 の意見具申は、外務省の制裁強化への消極姿勢 が、単に日本の経済的利害の観点からだけでな く、南アフリカ現地情勢の分析に基づく、対話

による平和的解決の促進という観点から導かれ たものでもあったことを示唆するものである。

以上みてきたように、ANCからの働きかけは日本の対南アフリカ規制措置の強化にはつながらなかった。ただし、ANCとの接触が南アフリカー日本関係に何の変化ももたらさなかったというわけではない。ここでは、日本の対南アフリカ政策における冷戦文脈の規定性が後退していったことを補足的論点として指摘しておきたい。

第Ⅱ節でみたように、1983~84年ごろには、 ANC の背後にソ連の脅威をみてとり、それゆ えに西側陣営に属する南アフリカの白人体制を 擁護する議論が外務省内で公然と行われていた。 日本政府にとって ANC とソ連や共産主義との 関係は重大な関心事であり、日本政府側は ANC と接触するなかで、ソ連や共産主義との 関係を繰り返し問うていた。1986年1月のル サカでの最初の会談において、 日本政府の立場 の説明と、それに対する ANC の応答が一巡し た後、日本側は「ANCと共産主義の関係」に ついて問い、それに対して ANC 側はメンバー のなかに共産主義者が含まれること、また共産 圏諸国からの支援を受けていることを認めつつ. 「このことをもつて ANC を共産主義集団とみ るのは全くの誤りであり、ANC をおとしめる 目的の宣伝である」と答えたと記録されてい る^(注52)。また、1987年4月の倉成外相とタンボ ANC 議長との会談用の発言要領にも、「国際社 会の中には ANC を共産主義と結びつけて懸念 を有するむきもあるので、今後 ANC の言動に おいてかかる懸念が払しょくされるよう留意さ れることを希望する」との文言が含まれてい た(注53)。 タンボは会談後の記者会見で,この点

が外相との会見で話題になったことに触れた上 で、「ANC がソ連のコントロール下にあるとか 〔中略〕ANC は南アフリカ共産党に支配されて いるとかいう」印象をしばしばもたれることに ついて、「そうでないことをあらゆる機会に説 明して | きたと述べている [アフリカ協会 1987. 9]。また、タンボは日本の経済界の幹部らとも 意見交換を行い、ANC の将来の経済政策につ いて民間部門の役割を認める混合経済の路線を 明確に示した [アフリカ協会 1987, 9: 天木 1987, 10-11]。このようにタンボ議長が共産主義との 関係についての懸念払拭に努め、ANC の経済 政策について柔軟性を示したことは、日本政府 と経済界に好意的に受け止められ^(注54),以後の アパルトヘイト体制後を見据えた ANC との関 係作りの土台となった。1988年5月に ANC 東 京事務所が開設されると、駐日代表のマツィー ラは、事務所の開設や運営を支援してきた共産 党や社会党などの左派野党に加え、与党自民党 とも積極的に接触した^(注55)。1989年11月には 自民党議員を含む超党派の反アパルトヘイト議 員連盟が発足し、設立総会には自民、社会、公 明. 民社. 共産. 社民連の各党議員のほか. 外 務省中近東アフリカ局長、マツィーラ ANC 駐 日代表らが出席し祝辞を述べた[河上 1994, 211]。

このように日本政府が ANC との関係を深めることに、南アフリカ政府は不快感を隠さなかった。ANC 東京事務所開設を数日後に控えた1988年5月、南アフリカ外務省幹部が堀内伸介在プレトリア総領事に対して、「ここ 2-3年、在京南ア総領事館の日本国外務省へのアクセスが極めて限定され」ていることに言及し、「タンボ ANC 議長が訪日した際には総理を含

む政府首のうと会談したが、暴力を容認する ANC にはかかるハイ・レベルでの接触を認め、正規の国交を有する南アの総領事が主管局長に すら満足に会えないというのは、どう考えてみてもおかしい話ではないだろうか」と強い不満を表明したと記録されている(注56)。このように、対南アフリカの規制措置に関しては、ANCの要求に応じる形で政策を変更することはなかったものの、タンボ議長招聘をはじめ、ANCとの政策対話の機会が重ねられ、関係構築がなされる一方で、日本政府と南アフリカ政府との距離は広がっていったことは、ANCとの接触・関係構築によってもたらされた南アフリカー日本関係における重要な変化であったといえるだろう。

おわりに

1985年の「ルビコン・スピーチ」により、南アフリカ政府による「改革」可能性への失望感が西側諸国に広がるなかで、日本政府も他の西側諸国と協調しながら追加的な経済制裁を実施し、解放運動との接触・関係構築を行った。本稿ではその間の、対南アフリカ規制措置の追加や解放運動との接触・関係構築に関する日本政府の対応を、外交文書等から跡づける作業を行った。

日本政府のアパルトへイト問題への対応について、「一貫してアパルトへイトに反対」という日本政府の表向きの立場は本稿が検討した期間を通じて変わらなかった。しかし、「ルビコン・スピーチ」以前には外務省内でも南アフリカとの関係を強化すべきという意見が優勢であったのが、1985年後半以降、あからさまな親南ア

フリカ姿勢は後退し、南アフリカに対する追加的な規制措置が段階的に導入された。それまでは控えられていた ANC との接触と政策対話が始められ、1987年のタンボ ANC 議長の訪日時には、倉成外相だけでなく、中曽根首相との会談をも実現させたのは、西側諸国のなかでも一歩踏み込んだ対応であった。日本は南アフリカ政府との距離を一方で広げつつ、ANC との関係構築や黒人支援の強化をアパルトへイト後の両国関係を見据えて徐々にすすめていった。

ただし、経済制裁に関しては、日本が南アフ リカと太い経済関係を有していることを問題視 して貿易規制を再三求めた ANC の要求に日本 側が応じることはなかった。段階的な規制措置 の追加は、ANC との接触・関係構築を契機と したものではなく. 西側諸国との関係性のなか で形成されたものであった。本稿のこの知見は. アフリカ以外の第三国・地域、とりわけ欧米諸 国との関係のなかでアフリカ政策が形成される という先行研究の見解と重なるが、本稿は日本 の利害に注意を払いながら「外圧」の影響を分 析した結果. 3段階で行われた日本の対南アフ リカ規制措置強化のうち、第1、第2段階につ いては西側諸国間の協調,第3段階については 米国内の対日制裁論の高まりという「外圧」に より説明することが適当であるという結論を得 た。すなわち、米国での包括的反アパルトヘイ ト法の成立以前には、日本と米国を含む他の西 側諸国とのあいだで対南アフリカ政策に関する 利害の一致がみられ、西側諸国間での協調のな かで日本の対南アフリカ政策が形成された。し かし、米国で包括的反アパルトヘイト法が成立 し、米国企業に代替する形で南アフリカとの貿 易を伸ばす日本への批判が米国内で高まると.

米国内で対日制裁論が高まり、対南アフリカ政策に関して日米のあいだでの利害の対立が生じ、 日本は米国からの「外圧」を強く受けることとなったのである。

日本が南アフリカの貿易相手国第1位となっ たことが広く知られるようになった 1988 年に は、日本政府や経済界に対する国際社会や国内 の反アパルトヘイト運動による批判が最高潮に 達した(冒頭で紹介した国連総会決議は1988年 12月)。反アパルトヘイト運動の一環としての 消費者ボイコットや制裁違反行為の告発などを 受けて、1988年以降、スーパーマーケットが 南アフリカ産製品の取り扱いをやめたり、電力 会社が南アフリカ占領下のナミビア産のウラン 輸入を取りやめるなどの動きが相次いだ「下垣 2007; 上林 2022]。しかし、これらは企業レベル での対応であり、1988年はじめの貿易自粛要 請の後は、政府による目立った追加規制はとら れなかった。そのことからも、本稿の検討時期 における日本の対南アフリカ政策が、単純に国 際社会からの批判が高まったから規制措置を追 加する. というようなものではなかったことが 裏づけられる。

(注1) United Nations Digital Library (https://digitallibrary.un.org/ アクセス日:2023年3月13日) による。

(注2) United Nations Digital Library (https://digitallibrary.un.org/ アクセス日:2023 年3月13日) による。

(注3) 近年,政財官への注目に偏っていた南アフリカー日本関係研究のオルタナティブな側面として,市民による反アパルトヘイト運動に注目する研究も行われてきたが,これらの研究は反アパルトヘイト運動の社会運動としての性

質におもに注目するものであり、それが南アフリカー日本関係にどのような影響を与えたかに踏み込んだ分析は行われてこなかった [牧野 2022; 2023; Makino 2018; 2019; Makino and Tsuyama 2018]。

(注4) 1959年にANCから分離して設立されたパン・アフリカニスト会議(Pan-Africanist Congress: PAC)も、ANC同様、南アフリカ人民を代表する解放運動として国際社会に認知されていた(国連総会文書における南アフリカ人民の代表としてのANCとPACへの言及について、たとえばUnited Nations [1988] を参照)。筆者が閲覧した外交文書にはPACとの接触の記録も一部含まれているが(「本邦外交政策/南アフリカ(アフリカ民族会議及びパン・アフリカ会議との接触)」2020-0188、外交史料館ほか)、その歴史を通じてPACメンバーが日本に常駐したことがなく、日本の政財官および市民社会との関わりがANCと比べて相対的に薄いことから、本稿では検討対象をANCに限定する。

(注 5) 設立当初の名称は Special Committee on the Policies of Apartheid of the Government of the Republic of South Africa であり、1974年にこの名称に変更され 1994年まで存続した。国連反アパルトヘイト特別委員会の資料は以下を参照。United Nations Special Committee against Apartheid Reports, Struggles for Freedom: South Africa, JSTOR (https://www.jstor.org/site/struggles-for-freedom/southern-africa/united-nations-special-committee-against-apartheid-reports/アクセス日: 2023年3月13日).

(注6)「趣意書」の内容を含め、友好議連の設立とそれに対する反アパルトへイト市民運動からの公開質問状送付など抗議の一連の動きについて、アフリカ行動委員会 [1985] および、こむらどアフリカ委員会「COMRADE Anti-Apartheid News」66号、1984年10月10日発行(反アパルトへイト運動関連資料・下垣桂二

氏寄贈分, 立教大学共生社会研究センター, R09) を参照。趣意書のテキストは森川 [1988, 187-188] にも採録されている。

(注7) 第101回国会衆議院決算委員会議事録 第15号, 昭和59年7月20日, 国会会議録検索 システム (https://kokkai.ndl.go.jp/アクセス日: 2023年3月13日)。

(注 8) 第 101 回国会衆議院決算委員会議事録 第 15 号, 昭和 59 年 7 月 20 日, 国会会議録検索 システム (https://kokkai.ndl.go.jp/ アクセス日: 2023 年 3 月 13 日)。

(注9) 同じく「誤解を招く」という理由で、南アフリカ駐在経験者の親睦団体「スプリングボック・クラブ」に加入していた現役外務官僚や OB が 1985 年 2 月に同クラブから退会した。第 102 回国会衆議院予算委員会議事録第 11 号、昭和 60 年 2 月 16 日、国会会議録検索システム(https://kokkai.ndl.go.jp/アクセス日: 2023 年 3 月 13 日)。

(注 10) 中近東アフリカ局 アフリカ第一課 アフリカ第二課「昭和 58 年度アフリカ大使会議討議概要 (58.9.8 \sim 12 於 東京)」昭和 58 年 9 月, 2019-1430, 外交史料館。

(注11) 中近東アフリカ局 アフリカ第一課 アフリカ第二課「昭和58年度アフリカ大使会議討議概要(58.9.8~12 於 東京)」昭和58年9月,2019-1430,外交史料館。

(注12) プレトリア総領事発外務大臣宛「管内情勢報告の提出(所見,政策提言)」昭和59年1月6日,2020-1167,外交史料館。

(注 13) 外務大臣発プレトリア総領事宛「ボータ総領事の次官表敬」昭和59年4月23日, 2016-0266, 外交史料館。

(注14) プレトリア総領事発外務大臣宛「フオンハーシュバーグ副次官とのこん談(日・南ア関係)」昭和59年7月2日,2016-0266,外交史料館,および,プレトリア総領事発外務大臣宛「ハタノ中近東アフリカ局長の当国訪問」昭和59年8月20日,2016-0266,外交史料館。

(注15) "Letter from UK Prime Minister Thatcher to South African President P.W. Botha," October 31, 1985, Wilson Center Digital Archive. Available via margaretthatcher.org/ archive. Included in "Southern Africa in the Cold War, Post-1974," edited by Sue Onslow and Anna-Mark Van Wyk (https://digitalarchive. wilsoncenter.org/document/118367 アクセス 日:2023年3月13日). P. W. ボータから1989 年に大統領職を引き継ぎ、アパルトヘイト体制 最後の大統領となったF.W. デクラーク (Frederik Willem de Klerk) は. 後に「ルビコン・ スピーチ」を振り返り、「サッチャーや他の西側 世界の指導者は殻を打ち破るようなスピーチを 待ち望んでいた。しかしそのスピーチは大失敗 に終わった」と述べている。Beeld, 12 November 2007, cited in Giliomee [2008].

(注 16)「南アフリカ共和国のアパルトへイト問題に関する安倍外務大臣談話」1985 年 10 月 9日, 外務省『外交青書 我が外交の近況』1986年版(第 30 号)所収(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1986/s61-shiryou-212.htm アクセス日: 2023 年 3 月 13 日)。

(注17)「南アフリカ共和国のアパルトヘイト問題に関する内閣官房長官談話」昭和61年9月19日,2020-1167,外交史料館。

(注 18) アフリカ第二課「我が国の対南ア規制措置」平成 2 年 2 月 14 日, 2021-0529, 外交 史料館。

(注19)「アフリカ地域」外務省『外交青書 我が外交の近況』1986 年版(第30号)第1部 第3章 第1節 第8項 (https://www.https:// www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1986/ s61-1030108.htm.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ bluebook/1986/s61-1030108.htm アクセス日: 2023年12月2日)。

(注20) アフリカ第二課「対南ア措置に対する西側主要国の態度」昭和61年9月10日, 2017-0030, 外交史料館。 (注 21) 当時, 西側諸国の動きをにらみながら追加規制措置の内容詳細が検討されていたことについて, 天木 [2004, 91-95] も参照。外交史料館で筆者が閲覧した戦後外交史料ファイルには, さまざまな時点での西側各国の制裁内容を一覧表の形にまとめた資料が多く含まれており, 規制措置の内容を他の西側諸国と揃えることが強く意識されていたことが窺える。

(注22) アフリカ第二課「我が国の対南ア制 裁措置(石炭輸入規制に関する新日鉄副社長の 事務次官に対する要請)」昭和61年9月16日, 2017-0123. 外交史料館。

(注23) プンタ大使宛「事務連絡」昭和61年9月17日,2017-0123,外交史料館。この文書は本省の天木直人アフリカ第二課長から、関税及び貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)の閣僚会議出席のためウルグアイ・プンタデルエステ出張中の倉成正外務大臣に随行していた東郷和彦秘書官に宛てたものである。

(注 24) "Text - H.R.4868 - 99th Congress (1985-1986): Comprehensive Anti-Apartheid Act of 1986." Congress.gov, Library of Congress, 2 October 1986. (https://www.congress.gov/bill/99th-congress/house-bill/4868/text アクセス日: 2023年3月13日).

(注25) アフリカ第二課「米国議会の対南ア制裁法の成立について」昭和61年10月3日,2017-0030,外交史料館。

(注 26) 米国松永大使発外務大臣宛「南ア問題(上院公ちよう会)」昭和62年10月23日,2020-0072,外交史料館;アフリカ第二課「南ア問題に関する米国上院公聴会」昭和62年10月26日,2020-0072,外交史料館。

(注27) アフリカ第二課「南ア問題(新総理ブリーフ用資料)」昭和62年10月30日,2020-0023,外交史料館。引用文中の改行は筆者が削除した。

(注28) 大臣官房報道課「政策ガイドライン」

第12号, 昭和63年1月30日, 2020-1167, 外交史料館。

(注29) この対応について記者懇談の場で質問に答えた宇野宗佑外務大臣は「通産省は、企業を守る立場であるから簡単に外務省の主張に同意するかどうかわからない」と述べている。大臣官房報道課「政策ガイドライン」第12号、昭和63年1月30日、2020-1167、外交史料館。

(注30) このとき通産省から批判された外務 省内の当事者の視点からの回想として,天木 [2004,102-104]。

(注31)「中曽根総理と西側首脳との親書・メッセージの交換」2018-0092,外交史料館。本文書には日付が記されていないが、文書の内容から1986年(昭和61年)7~8月頃に作成されたものと思われる。

(注 32) アフリカ第二課「南ア問題 (新総理 ブリーフ用資料)」昭和 62 年 10 月 30 日, 2020-0023、外交史料館。

(注33) アフリカ第二課「南ア問題と我が国のとるべき方途(在外公館長よりの意見具申)」昭和61年2月25日,2017-0121,外交史料館。

(注34) その中心となったのは大阪の部落解 放同盟の青年部であり、関西の反アパルトへイ ト運動と連携しながらシェンベの招聘準備を 行った[佐竹2018]。

(注 35) アフリカ第二課「ANC 東京事務所設置問題」昭和 60 年 11 月 19 日, 2016-0317, 外交史料館。

(注36) プレトリア瀬崎総領事発外務大臣宛 「南アのアパルトヘイト問題(ANCとの接触)」 昭和61年1月8日,2020-0188,外交史料館。

(注 37) 外務大臣発ザンビア大使宛「南ア問題 (ANC 幹部との接触)」昭和 61 年 1 月 13 日, 2020-0188, 外交史料館。

(注38) 外務大臣発ザンビア大使宛「南ア問題 (ANC 幹部との接触)」昭和61年1月13日, 2020-0188, 外交史料館。

(注39) 南アフリカ政府が日本政府と ANC の

接触を容認したのは、南ア政府は対話に前向きであるにもかかわらず、対話を拒否しているのは ANC であるということを強調する文脈においてであった。プレトリア瀬崎総領事発外務大臣宛「南アにおけるアパルトヘイト問題」昭和60年12月30日、2020-0188、外交史料館。

(注 40) 外務大臣発ザンビア大使宛「南ア問題 (ANC 幹部との接触)」昭和 61 年 1 月 13 日, 2020-0188, 外交史料館。

(注 41) 天木 [2004], およびザンビア太田大 使発外務大臣宛「南ア問題 (ANC 幹部との接触)」 昭和 61 年 1 月 20 日, 2020-0188, 外交史料館。

(注 42) アフリカ第二課「オリバー・タンボANC議長と倉成外相との会談(発言・応答要領)」昭和62年4月,2019-1068,外交史料館。天木[1987],および近ア局アフリカ第二課「タンボ・アフリカ民族会議(ANC)議長の中曽根総理表敬用資料」昭和62年4月17日,2019-1068,外交史料館も参照。

(注 43) "Tokyo-Office Report," ANC Archive, Japan Mission, Box 6, Folder 19, Liberation Movements Archives, University of Fort Hare. 本文書には日付が書かれていないが、内容から 1989 年 3 月作成の文書と推測される。

(注 44) アフリカ第二課「対南ア政策(討議 用メモ)」平成 2 年 2 月 21 日, 2021-0529, 外交 史料館。

(注 45) From ANC Tokyo Office to Department of International Affairs, "Japanese Government Views and Our Comments - ANC Japan Mission," 1990-10-04, ANC Archive, Japan Mission, Box 1, Folder 4, Liberation Movements Archives, University of Fort Hare.

(注 46) 経済制裁をめぐる論争の整理として Crawford [1999], 対南アフリカ経済制裁の効果を考える上で,南アフリカが被った経済的コストよりも政治的コストが大きく重要であったことについて岡部 [2001],米国内の経済制裁をめぐる多様な意見について竹野 [2022] を参照。

(注 47) アフリカ第二課「南ア問題と我が国のとるべき方途(在外公館長よりの意見具申)」昭和 61 年 2 月 25 日, 2017-0121, 外交史料館。

(注 48) アフリカ第二課「現地から見た南ア 情勢」昭和 62 年 2 月 20 日, 2020-1167, 外交史 料館。

(注 49) 近ア局アフリカ第二課「タンボ・アフリカ民族会議 (ANC) 議長の中曽根総理表敬用資料」昭和62年4月17日,2019-1068,外交史料館;アフリカ第二課「オリバー・タンボANC議長と倉成外相との会談(発言・応答要領)」昭和62年4月,2019-1068,外交史料館。

(注50) プレトリア瀬崎総領事発外務大臣宛 「てん皇たん生しゆくがレセプション」昭和61 年3月7日,2017-0120,外交史料館。

(注51) アフリカ第二課「南ア問題と我が国のとるべき方途(在外公館長よりの意見具申)」昭和61年2月25日,2017-0121,外交史料館;アフリカ第二課「現地から見た南ア情勢」昭和62年2月20日,2020-1167,外交史料館。

(注52) ザンビア太田大使発外務大臣宛「南 ア問題 (ANC 幹部との接触)」昭和61年1月 20日、2020-0188、外交史料館。

(注 53) アフリカ第二課「オリバー・タンボ ANC 議長と倉成外相との会談 (発言・応答要領)」 昭和 62 年 4 月, 2019-1068, 外交史料館。

(注 54) アフリカ協会刊『月刊アフリカ』 1987 年 7 月号特集「African National Congress オリ バー・タンボ議長初来日」を参照。

(注 55) 遅くとも 1989 年 3 月までには ANC 東京事務所は山口敏夫衆議院議員を窓口として自民党とコンタクトをとっており、超党派の反アパルトヘイト議員連盟の構想について、それを主導した社会党 (河上民雄衆議院議員ほか) と、自民党の双方から聞いていた。"Tokyo-Office Report," ANC Archive, Japan Mission, Box 6, Folder 19, Liberation Movements Archives, University of Fort Hare.

(注56) プレトリア堀内総領事発外務大臣宛

「わが国の対南ア政策(南ア外務次官との会談)」 昭和63年5月18日,2019-1568,外交史料館。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 『朝日新聞』1988. 「国連総会 日本に南ア禁輸要求 アパルトヘイト非難決議」12月6日.
- アフリカ協会 1987. 「アフリカ・トーク オリバー・ タンボ ANC 議長」『アフリカ』 27(6): 6-9.
- アフリカ行動委員会 1985. 『南部アフリカ 解放への苦悩 日本・南アフリカ友好議員連盟へ公開質問 アフリカ行動委員会ニュース No. 25南部アフリカ年報 1985 年版』アフリカ行動委員会.
- 天木直人 1987. 「タンボ議長訪日」『アフリカ』 27(7): 9-12.
- ----- 2004. 『マンデラの南アフリカ----アパルトヘイトに挑んだ外交官の手記---』 展望社 (初版『マンデラの南ア----日本の対応-----』 サイマル出版会, 1995).
- 遠藤貢 2013.「『反応』から『理念』へ――対アフ リカ外交――」国分良成編『日本の外交 第4 巻 対外政策 地域編』岩波書店.
- オアー, ロバート・M, Jr. 1993. 『日本の政策決定過程──対外援助と外圧──』 田辺悟訳 東洋経済新報社. (Robert M. Orr, Jr. 1990. The Emergence of Japan's Foreign Aid Power. New York: Columbia University Press)
- 岡部恭宜 2001. 「経済制裁と国家のコスト―― キューバと南アフリカの民主化分析――」『国 際政治』(128): 130-145.
- 上林陽治 2022. 「日本政府・企業は人権重視のビジネスに転換できるのか――植民地下ナミビア産ウラン『密輸』告発運動と人権市民活動家『カ』の軌跡――」立教大学コミュニティ福祉学会『まなびあい』(15):139-146.

- 河上民雄 1994. 『社会党の外交』サイマル出版会. 黒河内康 1988. 「アフリカ・トーク アフリカに 関心と熱意を!」『アフリカ』 28(1): 23-29.
- 佐竹純子 2018. 「日本反アパルトへイト女性委員会の 1985-1988 年を振り返る (特集――反アパルトへイト運動と女性,文学――)」アフリカ日本協議会『アフリカ Now』(110) (https://ajf. gr. jp/africanow110-women-committee/アクセス日: 2023 年 3 月 14 日).
- 佐藤誠 2007. 「日本のアフリカ外交――歴史にみるその特質――」武内進一編『成長するアフリカ――日本と中国の視点(会議報告)――』機動研究成果報告書,アジア経済研究所.
- 下垣桂二 2007. 「南アフリカ・ボイコット運動の 経験」聞き手・田浪亜央江『インパクション』 (160): 74-92.
- 高橋基樹 2010. 「日本の対アフリカ援助外交の変 遷――『反応』性と政治的意志の欠如――」『国際問題』 (591): 14-27.
- 竹野貴子 2022. 「1980 年代アパルトヘイト政策に 対する米国の経済制裁——連邦政府の経済制 裁措置と市民社会のダイベストメントの背景 と評価に着目して——」『国際地域文化研究』 (17): 1-16.
- 保城広至 2017. 「日米関係と政府開発援助」『国際 政治』 (186): 129-145.
- 『毎日新聞』1985a. 「南ア経験者の親睦団体に外務 官僚十数人 井上氏追及 | 2月16日.
- 1985b. 「南ア・ANC メンバー『東京事務所』 開設を希望」11 月 12 日.
- 牧野久美子 2022. 「反アパルトヘイトの旅の軌跡 ――『遠くの他者』との連帯のために――」 大野光明・小杉亮子・松井隆志編『越境と連帯 社会運動史研究 4』新曜社.
- ----- 2023. 「日本における反アパルトヘイト運動」『国際政治』 (210): 141-156.
- 宮下明聡 2004a.「分析の枠組み」宮下明聡・佐藤 洋一郎編『現代日本のアジア外交――対米協 調と自主外交のはざまで――』ミネルヴァ書房.

1-14.

- 森川純 1988. 『南アフリカと日本――関係の歴史・ 構造・課題――』同文舘.
- 山本めゆ 2022. 『「名誉白人」の百年――南アフリカのアジア系住民をめぐるエスノ 人種ポリティクス――』新曜社.

〈英語文献〉

- Alden, Chris and Katsumi Hirano eds. 2003. *Japan and South Africa in a Globalising World: A Distant Mirror*. Aldershot: Ashgate.
- Ampiah, Kweku 1997. The Dynamics of Japan's Relations with Africa: South Africa, Tanzania and Nigeria. London: Routledge.
- Auerbach, Stuart 1987. "Japan Outstrips United States As S. African Trade Partner." *The Washington Post*, 22 October, reproduced in AF Press Clips XXII No. 42.
- Calder, Kent E. 1988. "Japanese Foreign Economic Policy Formation: Explaining the Reactive State." *World Politics* 40(4): 517-541.
- Cornelissen, Scarlett 2018. "Industrial Entanglements and Their Political Outflows in the Japan-South Africa Relationship in the Mid-Twentieth Century." 『關西大學經済論集』 67(4): 501-515.
- Crawford, Neta C. 1999. "Trump Card or Theater?
 An Introduction to Two Sanctions Debates."
 in *How Sanctions Work: Lessons from South Africa*. eds. Neta C. Crawford and Audie Klotz. Basingstoke, Hampshire: Macmillan.
- DIRCO (Department: International Relations and Cooperation), Republic of South Africa 2019. "Statement by the South African Government on the Occasion of the United Nations Day."

- 24 October (https://www.dirco.gov.za/blog/2019/10/24/statement-by-the-south-african-government-on-the-occasion-of-the-united-nations-day/ アクセス日:2023 年 3 月 14 日).
- Dubow, Saul 2008. "Smuts, the United Nations and the Rhetoric of Race and Rights." *Journal of Contemporary History* 43(1): 45-74.
- Giliomee, Herman 2008. "Great Expectations: Pres. PW Botha's Rubicon Speech of 1985." *New Contree* (55): 1-41.
- Graham, Matthew 2015. The Crisis of South
 African Foreign Policy: Diplomacy,
 Leadership and the Role of the African
 National Congress. London: I. B. Tauris (kindle version).
- Klotz, Audie 1995a. "Norms Reconstituting Interests: Global Racial Equality and U.S. Sanctions against South Africa." *International Organization* 49(3): 451-478.
- 2002. "Transnational Activism and Global Transformations: The Anti-Apartheid and Abolitionist Experiences." *European Journal of International Relations* 8(1): 49-76.
- Konieczna, Anna 2019. "We the People of the United Nations': The UN and the Global Campaigns Against Apartheid." in A Global History of Anti-Apartheid: 'Forward to Freedom' in South Africa. eds. Anna Konieczna and Rob Skinner. Cham: Palgrave Macmillan.
- Levy, Philip I. 1999. "Sanctions on South Africa: What Did They Do?" *American Economic Review* 89(2): 415-420.
- Makino, Kumiko 2018. "Travelling for Solidarity: Japanese Activists in the Transnational Anti-

- Apartheid Movement." in *Migration and Agency in a Globalizing World*. eds. Scarlett Cornelissen and Yoichi Mine. London: Palgrave Macmillan.
- 2019. "Afro-Asian Solidarity and the Anti-Apartheid Movement in Japan." in A Global History of Anti-Apartheid: 'Forward to Freedom' in South Africa. eds. Anna Konieczna and Rob Skinner. Cham: Palgrave Macmillan.
- Makino, Kumiko and Naoko Tsuyama 2018. "The Anti-Apartheid Solidarity Movement in Japan: Actors, Networks and Issues." in *The Road to Democracy in South Africa. Volume 3: International Solidarity. Part III.* ed. South African Democracy Education Trust (SADET). Austin: Pan-African University Press.
- Miyashita, Akitoshi 1999. "Gaiatsu and Japan's Foreign Aid: Rethinking the Reactive-Proactive Debate." International Studies Quarterly 43(4): 695-731.
- Morikawa, Jun 1997. *Japan and Africa: Big Business and Diplomacy*. London: Hurst & Co.
- Ndlovu, Sifiso Mxolisi 2004. "The ANC's Diplomacy and International Relations." in *The Road to Democracy in South Africa Volume 2 [1970-1980].* ed. South African Democracy Education Trust (SADET). Pretoria: UNISA Press.
- Nesbitt, Francis Njubi 2004. Race for Sanctions:

 African Americans against Apartheid, 19461994. Bloomington and Indianapolis: Indiana
 University Press.
- Osada, Masako 2002. Sanctions and Honorary
 Whites: Diplomatic Policies and Economic
 Realities in Relations between Japan and
 South Africa. Westport, CT: Greenwood.
- Pfister, Roger 2003. "Gateway to International

Victory: The Diplomacy of the African National Congress in Africa, 1960-1994." *Journal of Modern African Studies* 41(1): 51-73.

Reddy, Enuga S. ed. 1991. Oliver Tambo Apartheid and the International Community: Addresses to United Nations Committees and Conferences. New Delhi: Sterling Publishers Private Limited (https://www.sahistory.org. za/sites/default/files/Tambo-Apartheid%20 and%20Interntional%20Community.pdf アクセス日: 2024年7月18日).

Schoenberger, Karl 1988. "Japan Irked at New Role as S. Africa's Top Trade Partner: Government Asks Exporters to Exercise Self-Restraint." *Los Angeles Times*, 27 February (https://www.latimes.com/archives/la-xpm-1988-02-27-fi-11957-story.html アクセス日: 2023年3月14日).

Shirato, Keiichi 2022. "Origin of the Tokyo International Conference on African Development (TICAD)." International Journal of Afrasian Studies 1(1): 1-14.

Thomas, Scott M. 1995. The Diplomacy of Liberation: The Foreign Relations of the ANC since 1960. London: I. B. Tauris.

United Nations 1977. "Resolution 418 (1977) / adopted by the Security Council at its 2046th meeting, on 4 November 1977." S/RES/418 (1977). United Nations Digital Library (https://digitallibrary.un.org/record/66633

アクセス日:2023年3月13日).

Welsh, David 1984. "Constitutional Changes in South Africa." African Affairs 83(331): 147-162.

[付記] 本稿は、科研費基盤研究(C)「反アパルトへイト国際連帯運動の研究:日本の事例を中心として」(JP26380227、2014~18年度)、および日本貿易振興機構アジア経済研究所研究会「アパルトヘイト体制末期の南アフリカ――日本関係の重層的変容」(2020~21年度)の成果の一部である。2名の匿名査読者から、大変有益なコメントをいただいた。記して感謝申し上げる。

(アジア経済研究所地域研究センター, 2023年3月22日受領, 2024年2月9日レフェリーの審査を経て掲載決定)

Abstract

Japan's Policy toward South Africa in the Late 1980s: Analysis of the Process of Introducing Additional Regulations

Kumiko Makino

This article examines Japan's foreign policy toward South Africa in the late 1980s. This was a period when international condemnation of South Africa's racist apartheid policies was at its highest, and criticism directed toward Japan, one of the major trading partners of South Africa, increased as well. In the late 1980s, the Japanese government strengthened its regulatory measures against South Africa in three phases. In the literature, such Japanese responses have been generally characterized as passive reactions to external pressure from the international community. This article argues that it is appropriate to characterize the first and second phases of additional regulations in the context of policy coordination within the Western bloc, while in the third phase, Japan tightened trade restrictions as a direct response to external pressure from the United States, which was considering introducing sanctions against Japan under the Comprehensive Anti-Apartheid Act. The paper also examines the influence of Japan's engagement with the African National Congress, which was then a liberation movement organization, on the formulation of Japan's foreign policy toward South Africa. In this analysis, Japanese diplomatic documents that have recently been made public in accordance with the "30-year rule" were examined, along with archival documents housed by universities in South Africa and Japan.